

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

① 地域の概要・立地

下田市（以下「本市」という。）は、静岡県 の 東南部、伊豆半島の南部東側に位置しており、東京都心からは140km圏、熱海・三島からは70km圏にある。市域は東西13km、南北16kmで、面積は104,38km²の広がりを持ち、天城山系の南端から太平洋に至る豊かな自然に恵まれた街であり天城山系から続く急峻な山々と約47kmに及ぶ素晴らしい海岸線は、下田を特徴付ける美しい景観をかたちづくり、本市の貴重な財産として、社会・経済の基盤を支えている。

・地形

稻生沢川・大賀茂川流域と南伊豆山地からなる。谷底低地は広く、山麓緩斜面には段丘の形成もみられる。須崎半島は隆起海食台で海岸段丘も分布する。白浜・多々戸浜は広い砂浜で、田牛には砂丘がみられ、湾奥には小規模の海岸低地が発達する。

・地質

山地には湯ヶ島層群と白浜層群からなり、流紋岩の貫入岩類も点在する。白浜層群は細粒の碎屑岩に特色がある。蓮台寺周辺の湯ヶ島層群は暗緑色変朽安山岩・火山礫岩・凝灰角礫岩など変化は大きい。須崎半島は砂礫層の乗る台地である。

・気象

年平均気温は推定16℃、市内地区の年降水量が2,374mmで1月の最低平均気温が5℃（推定）と県内でも温暖な地域であって、降水量も100mm前後と多い。年平均日照時間数も2,527時間（石廊崎）と1年のうちで日の当たる日が57%と高い。

② 想定される地域の災害リスク

（洪水：ハザードマップ）

本市のハザードマップによると、下田市が立地する市街地地域は過去において、豪雨による河川の氾濫、道路の冠水・崩土、家屋の浸水等の災害が発生しており、中でも昭和51年の梅雨前線による豪雨では、稻生沢川で大洪水が発生し、多くの人的被害や家屋被害が発生した。近年では平成3年に大きな被害が発生している。水害は稻生沢川などの主要河川が直接原因となって起こる場合が多かったが、最近ではむしろ、主要河川の治水対策の進みに比べ、比較的対策が遅れている中小河川に水害が発生する事例が多くなってきている。災害は予期されない実態によって起こるものであって、主要河川にあってもなお災害発生 of 要素を持っており、社会開発の進展につれ新しい災害も予想される。

また、近年は全国的に、局地的な豪雨災害が増加しており、ハード、ソフト両面からの対策が求められる。

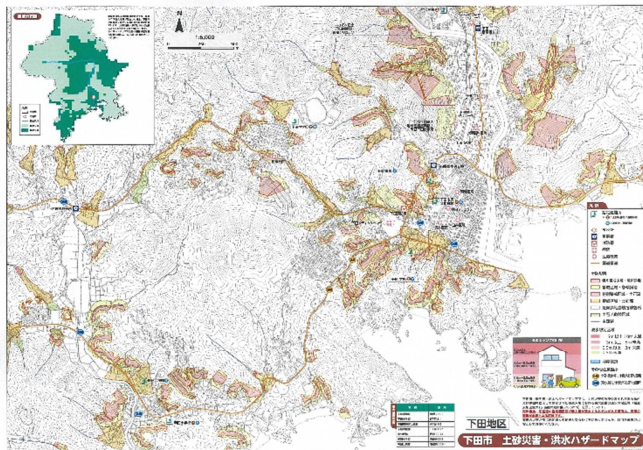
季節的には、4～5月は低気圧の通過に伴い、伊豆で豪雨となることがある。6～7月の梅雨前線活動の活発化により、大雨又は局地的豪雨に見舞われることがある。また、8～10月にかけては台風の接近又は上陸により暴風雨、豪雨による災害が予想される。

以上のことから本市では洪水浸水想定区域、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めている。公表しているハザードマップによると、本市中心市街地において3.0mから5.0mの浸水被害が予想されている。（本市洪水ハザードマップでは、静岡県によって想定された稻生沢川における最大規模の浸水想定区域：稻生沢川流域の15時間の総雨量678.5mmを基準としている）

(土砂災害：ハザードマップ)

本市の地勢は、三方を山に囲まれており、このため急傾斜地下に集落が点在している。急傾斜地崩壊危険区域が47か所指定されており、豪雨時、地震時には斜面崩壊、山崩れも起きやすく、道路途絶等相当の被害が予想される。本市においては土砂災害から生命と財産を守るため土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進している。

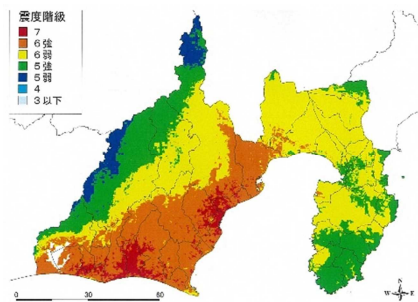
本市のハザードマップによると、稲梓・中・高馬地区では、急傾斜地の崩壊等、土砂災害の警戒レベルが高いエリアとなっている。



【下田市土砂災害・洪水ハザードマップ】

(地震：静岡県第4次地震被害想定)

本市において、地域に著しい被害を発生させる恐れがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震(マグニチュード8クラス)がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ付近で発生する地震として東南海地震や南海地震(それぞれマグニチュード8クラス)があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では大正型関東地震(マグニチュード7.9程度)や神奈川県西部を震源域とするマグニチュード7クラスの地震がある。また東日本大震災の教訓として、「想定外は許さない」という観点から発生する頻度は極めて小さいが発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震(マグニチュード9クラス)や元禄型関東地震(マグニチュード8.1程度)などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある静岡県第4次地震被害想定によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で70%以上の確率で発生すると予想されている。



【静岡県第4次地震被害想定報告(南海トラフ巨大地震)】

(津波：ハザードマップ)

下田市では過去に以下の津波による災害がある。

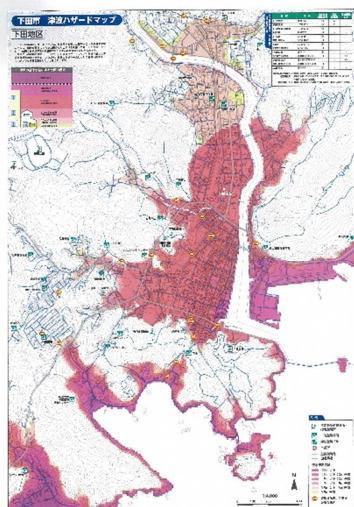
地震名	発生年月日	マグニチュード	被害状況
東南海地震	1944 年 12 月 7 日	7.9	震度 4 を観測。下田市街で津波の高さ 1.5 ～2.5m。稲生沢川沿いに浸水
南海地震	1946 年 12 月 21 日	8.0	津波の高さ 2.0m。ほぼ被害なし。
チリ地震	1960 年 5 月 24 日	9.5	津波の高さ 1.3～1.8m、地上 50 cm 程度の浸水。稲生沢川が引き潮で干上がり、鍋田の砂浜で津波の高さ 1 m 程度
チリ中部沿岸で発生した地震	2010 年 2 月 27 日	8.8	下田港 43 cm、住家 8 戸が浸水
東日本大震災	2011 年 3 月 11 日	9.0	住家床下浸水 7 か所、店舗内浸水 6 か所。

静岡県第 4 次地震被害想定の特徴として、駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いの双方について二つのレベルの地震・津波を想定

区 分		内 容
駿河・南海 相模	レベル 1 の地震・津波	発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
	レベル 2 の地震・津波	発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

下田市の被害想定

	第 4 次地震被害想定（駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震）		第 3 次地震被害想定
	レベル 1	レベル 2	東海地震
津波による死者	約 3 0 0 人	約 5, 1 0 0 人	5 人
津波による負傷者	約 1 1 0 人	約 1 1 0 人	2 8 人
浸水面積	1. 4 km ²	5. 0 km ²	0. 7 4 km ²
うち 2 m 以上	0. 4 km ²	4. 2 km ²	0. 2 2 km ²
津波高（最大）	9 m	3 3 m	5. 6 m



【下田市津波ハザードマップ】

(感染症)

新型インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症）について、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響が懸念されている。また、感染力の強い未知の感染症の新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体制の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されるものであって、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考にした想定を基に、患者数等の流行規模に関する数値を示しており、本市では下記の通り推計しているが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態・下回る事態も考えられる。

	下田市における入院患者数の推計 (人口24,000人として推計)	
医療機関受診患者数	推計数値 2,436人～4,685人	
	中等度	重度
入院患者数	99人	375人
死者数	32人	120人
1日当たりの最大入院患者数	19人	75人

《想定》

- ・過去に世界で大流行したインフルエンザにより、中等度を致死率0.53%（アジアインフルエンザ等のデータ）重度を致死率（スペインインフルエンザのデータ）と想定

新型コロナウイルス感染症が世界的に猛減を振るう中、海水浴場開設に伴い、本市を訪れる多くの観光客に健康管理の呼びかけや、新型コロナウイルス感染症の発症者が発生した場合の対応に関する方針を示した「下田モデル」を作成。

〈下田モデル 3つの安心ポイント〉

- ① みんな安心・・・各プレイヤーができることをそれぞれ実施。市民・観光客の双方が安心する下田
 - ・下田モデルのルール周知
 - ・感染予防を実行するための対応例集の作成・市内への共有
 - ・感染予防対策・新生活様式への対応を促す補助金制度の創設
 - ・健康チェックカードによる体調管理
- ② どこでも安心・・・あらゆるシーンにおいても対応。安心して過ごせる・楽しむことができる下田
 - ・白浜大浜海水浴場における対策
 - ・海水浴場に隣接する公衆トイレ対策
 - ・伊豆急下田駅での自動検温・健康相談
 - ・旅館・飲食店等、対応例集を活用した対策
 - ・「感染症拡大防止宣言の店」飲食店へのステッカー導入
- ③ “もしもの時”も安心・・・感染を広げない対応 接続できる下田
 - ・発症時の対応の迅速化
 - ・感染拡大予防の周知徹底・更なる強化
 - ・高齢者のPCR自主検査費用の助成
 - ・新型コロナワクチン接種への対応

(その他)

下田市内の稲生沢川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、台風による大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1, 908社

・小規模事業者数 1, 855社

※上記は平成28年度経済センサスのデータを参照

【内訳】

業種	事業所数
製造業	47
建設業	149
卸・小売業	508
飲食・宿泊業	515
サービス業	165
その他	524

※上記業種別数値は平成28年度経済センサス（活動調査）のデータを当所にて加工

(3) これまでの取り組み

1) 下田市の取り組み

本市では、災害対策基本法第42条に基づき、下田市防災会議において、下田市地域防災計画を作成し、毎年検討を加え必要に応じて修正している。市民の生命、財産を災害から保護することを目的として、平常時における災害の予防対策、災害発生時の応急対策、災害発生後の復旧復興などに関することについて、下田市・防災関係機関、市民・事業所のそれぞれが果たすべき役割、責務を定めている。

① 下田市地域防災計画の策定

- 共通対策編 各編に共通する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、復旧・振興計画
- 地震対策編 駿河トラフ・南海トラフ及び相模トラフ沿いで発生する地震対策
- 津波対策編 津波による災害対策
- 原子力災害対策編 原子力災害による災害対策
- 風水害対策編 風水害による災害対策
- 大規模事故対策編 道路事故、船舶事故、沿岸排出油等事故、鉄道事故による災害対策
- 資料編 各種に附属する各種資料（様式を含む）を掲載

② 下田市防災対策事業の推進

平成31年3月に静岡県より告示された稲生沢川における1000年に1度の想定最大規模降雨以上による浸水想定等を反映させた土砂災害・洪水ハザードマップを作成し、全戸配布したほか、令和2年3月に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域が指定され、これまでの浸水深だけでなく、基準水位を反映させた津波ハザードマップの周知を行っている。また、地域防災計画に南海トラフ地震臨時情報への対応を反映させていく。あわせて、生活や経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある大規模自然災害等に備えた強靱な地域づくりを推進するため、国土強靱化地域計画を策定した。また、自助・共助の充実を図るため、防災訓練や防災講座の充実、自主防災組織強化のための支援を実施していく。

③ 下田市防災訓練等の実施
各種防災訓練の実施

種類	内容	実施状況
総合防災訓練	情報の収集及び伝達訓練、出火防止及び初期消火訓練、避難訓練、救出及び救護の訓練、給水訓練等	令和2年8月30日実施 ※新型コロナウイルス感染症の影響により家庭内訓練のみ
地域防災訓練	12月第1日曜日「地域防災の日」に自主防災組織を中心とした、地域の実情にあった防災訓練	令和2年12月6日実施
津波避難訓練	津波対策推進旬間に「津波警報・大津波警報」が発表されたことを想定した津波避難訓練	令和3年3月6日～15日実施【家庭内訓練のみ】 備蓄食料や防災用資機材などの点検やハザードマップを利用し、自宅周辺の避難経路を確認。 また、スマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」を利用し、洪水や津波による浸水状況をイメージする「危険度体験」の実施
土砂災害・全国防災訓練	情報伝達手段の確認、土砂災害警戒情報を活用した避難勧告の発令、要配慮者支援を取り入れた住民避難、避難場所・避難経路の安全確認等	令和2年6月7日実施

④ 防災に関する情報提供

ハザードマップをはじめとした各防災情報については、広報のほか、市のホームページにて情報を提供している。

- ・災害時の下田市指定避難場所
- ・災害時の下田市指定緊急避難場所
- ・避難行動判定フロー
- ・火事・救急の時
- ・非常時持出品の準備について
- ・地震対策

⑤ 下田市防災備蓄品

本市では、下田市地域防災計画における防災資機材整備計画において、消火等に必要な機械器具や水防資機材、救助用資機材、給水用資機材等の災害応急対策に必要な資機材を整備する計画を定め、整備充実を図るものとしている。また、市内の広域避難場所等の防災倉庫等に備蓄食料（アルファ米、お粥、ビスケット、パン等）や飲料水、毛布、発動機、テント等の防災備蓄品を備蓄している。

2) 下田商工会議所の取り組み

① 事業者BCPに関する施策の周知

事業者の災害発生時への備えの必要性を認識・理解していただくため、独自で作成した小冊子「BCPの策定と運用」を窓口相談や巡回指導にて周知

② 支援スキルの取り組み

日本商工会議所が主催するBCP研修会に参加し知識の習得を得る（平成27年7月：1名）

③ 損害保険への加入促進

日本商工会議所では、(1) 中小企業PL保険制度 (2) 全国商工会議所PL団体保険制度 (3) 情報漏えい賠償責任保険制度 (4) 業務災害補償プラン (5) 休業補償プランについて各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進と合わせ、事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、静岡県火災共済協同組合と連携した普及・加入促進を行っている。

④ 防災備蓄品

- ・防災用ヘルメットの管理 (19個)
- ・災害時の緊急連絡網の作成

II 課題

現状では、事業者の防災・減災対策への支援における課題は以下の通りとなる。

1) BCP計画策定について

2020年版中小企業白書によると、実際にBCPを策定している中小企業は20%程にとどまっており、事業継続に向けた体制構築が不十分な状況にある。未策定の理由として「策定に必要なスキル・ノウハウがない」ことを挙げており、BCP策定は事業所にとってハードルの高い取り組みと認識されている。また公表されている(中小企業庁：事業継続力強化計画地域別認定件数一覧 令和2年5月更新)では、全国認定数5,920件のうち静岡県は401件で全国で3番目に多いが、下田市となると1件にとどまっている。以上のことから下田市では防災・減災に対する認知や関心が低く、またノウハウがないことから具体的に何をすれば分からない事業者が多いと思われる。

2) 商工会議所の支援体制について

当所として、事業継続力強化支援を進めていくにあたり、事業所BCP等の作成や、防災・減災に関する専門的知識やノウハウ(保険・共済に対する助言など)が不足しているため、効果的な事業者支援を行うことができない。

3) 応急対策に関する市と商工団体との連携体制の構築

緊急時の取り組みにおいて、下田市と下田商工会議所の連絡方法や情報共有の仕組みなど、具体化されておらず、災害発生時における円滑な対応に課題がある。また、感染症対策においても、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

下田市国土強靱化地域計画に基づき、いかなる自然災害や感染症が発生し得る大規模自然災害等に備えた事業者に対する事前防災や事後のいち早い復旧等の対策について、下田市・商工会議所が連携をとって取り組むこととし、特に市内事業者に対して「いかなる大規模自然災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のための以下の取り組みを行う。

① 管内事業者へのBCP策定支援の強化

- ・BCPセミナーの開催や相談時・巡回指導での小冊子を配布し、災害リスクを確認させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のBCP策定支援を強化する。また支援をするにあたって必要となる防災・減災対策に関する知識やノウハウを得る為に、日本商工会議所等が主催するBCPに関する研修会へ積極的に参加するほか、当所で主催するBCPセミナーを開催するにあたり、担当者のみならず指導職員は積極的に参加する。

② 被害の把握・報告ルートの確立

災害時における連絡体制を円滑に行う為、下田市と下田商工会議所との間における被害情報報告ルートを構築する。

③ 速やかな応急・復興支援策を行うための連絡体制の確立

災害後速やかな応急対策や復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携

体制を平時から構築する。

- ④ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングはない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制関係機関との連携体制を平時から構築する。

＊その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

（１）事業継続力強化支援事業の実施期間（令和３年７月１日～令和８年６月３０日）

（２）事業継続力強化支援事業の内容

下田商工会議所と下田市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈１、事前の対策〉

下田市の「地域防災計画」及び「国土強靱化地域計画」に基づき、本計画との整合性を整理し、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

１）小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップや総合防災アプリ「静岡県防災」等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・あわせて、大規模な地震が発生する恐れがあるときに発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、その内容を説明し、情報発表時の防災対応をあらかじめ計画時に定めるよう求める。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や県の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画を始めとする事業者ＢＣＰ（即時に取り組み可能な簡易的なものを含む）を策定し、実効性のある取り組みの推進と効果的な訓練を行うよう指導する。また災害後に資金繰りにより事業継続が困難になることがないようにリスクファイナンスとして、保険・共済等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介等を実施する。
- ・静岡県信用保証協会の「ＢＣＰ特別保証」の制度内容や企業のメリットについて広く周知を行い、活用促進を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

２）下田商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和３年度までに計画を策定する

３）関係団体等との連携

- ・商工会議所ビジネス総合保険制度の引受保険会社でもある東京海上日動火災保険株式会

社を始めとした各保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とする普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

4) フォローアップ

- ・当所主催のセミナー参加者や窓口相談において策定支援を行った事業者の進捗状況及び取り組み状況の確認を実施する。計画書が出来上がっていない事業所に対しては、策定支援を行う。必要に応じて専門家派遣を実施する。
- ・(仮称) 下田市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、下田市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（南海トラフ巨大地震マグニチュード9クラス 静岡県第4次地震被害想定）が発生したと仮定し、下田市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）。

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施の可否の確認

発災直後に職員の安否確認を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否）

- ① 本人及び家族の被災状況
- ② 近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況
- ③ 出勤できる状況であるか

- ・国内で感染症発生後には、職員の体制確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・下田商工会議所と下田市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める（豪雨における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤せず職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。）
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、被災後1日以内に情報共有する。
(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事務所で、「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは、交通網が遮断されており、確認ができない。	① 緊急相談窓口の設置 相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務 ③ 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	・地区内の1%程度の事務所で「屋根や看板	① 緊急相談窓口の設置

	が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している ・地区内0.1%程度の事務所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生。	相談業務 ② 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない	特に行わない

- ＊なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
・本計画により、下田商工会議所と下田市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に3回共有する
2週間以内	1日に2回共有する
1か月以内	1日に1回共有する
1か月超	2日に1回共有する

- ＊感染症の流行の場合は、下田市において設置される対策本部で取りまとめた「感染症対策に対する基本方針と感染予防対策」等を踏まえ、事業者がどのような情報を必要としているかの把握に努める。

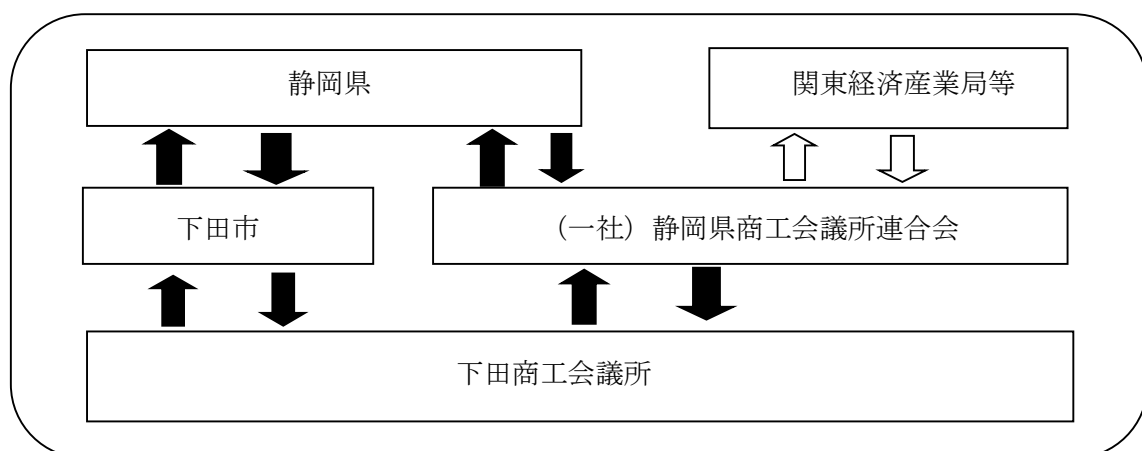
〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ・下田商工会議所と下田市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・下田商工会議所と下田市が共有した情報を、静岡県指定する方法にて下田商工会議所、又は下田市より静岡県へ速やかに報告する。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる実行性のある仕組みを令和3年度中に構築する。

【体制図】



2) 被害の確認方法・被害額の算定方法

1、被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め下田商工会議所と下田市で共通で用いるものとする。

2、被害額の算定の対象

下田市の「地域防災計画」及び「国土強靱化地域計画」に基づき、商工会議所が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

＊非住家被害・・・事業用の建物をいう。具体的には、店舗・工場・事業所・作業場倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物付属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊の至るまでを区分毎に把握するものとするが、下田市への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

＊商工被害・・・建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品製品・仕掛品・原材料）や有形償却資産（構築物・車両及び運搬具・工具器具備品・機械装置）の被害とする。

3、被害額の算定基準

被害額の算定は、中小企業庁の『中小企業BCP適用指針 第2版』に基づき、事業の復旧に必要な資産の復旧に要する費用（直接被害）を見積もる事とし、具体的には以下の通りとする。

○ 算定すべき被害額と算定基準（直接被害）

分類	被害区分	被害程度の目安	被害額の算定基準
非住家の被害	全壊	基本的機能を喪失したものの延べ床面積の70%以上の損壊等	事業の復旧に必要な撤去機費と再調達価格を求める
	半壊	基本的機能の一部を喪失したものの。補修が可能なもの	事業の復旧に必要な修繕費を求める。
	一部破損	全壊・半壊に至らない破損窓ガラス破損程度は除く	事業の復旧に直接関係しない経費は除く
	床上浸水	土砂等の堆積等で一時的に浸水したもの	
	床下浸水	床上には至らない程度に浸水したもの	
商工被害	棚卸資産	喪失したもの、廃棄せざる	仕入原価・製造原価を求める
	有形固定資産	修繕または再調達せざるを得ないもの	事業の復旧に必要な撤去機費と再調達価格を求める

被害を把握するタイミングによって、再調達価格や修繕費の見積もりが困難な場合が想定される為、把握可能な範囲において概算価格等にて差し支えないものとする。

○ 被害状況報告の内容

項目	内訳
企業名・事業所名	被害を受けた企業・事業所の名称
所在地	被害を受けた企業・事業所の所在地
業種	製造業、建設業、小売業、卸売業、サービス業、その他
被害状況	・建物の状況（全壊、半壊等） ・浸水の状況（床上、床下） ・機械設備の状況 ・製品等の状況
被害額（千円）	
内訳	建物、機械設備、製品その他

- ・感染症の流行の場合、下田市を始め、国、静岡県、関係機関等と対策の方向等について情報の共有化を図る。

〈４．応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、下田市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況について各地区の事業者をピックアップして電話や巡回訪問により確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内事業者等へ巡回訪問・ＨＰ・会報や説明会等で周知する。
- ・感染症の流行については、事業活動に影響を受ける又は、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈５．地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・静岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を静岡県等に相談する。

＊その他

- ・上記内容に変更が生じる場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和3年3月現在)	
(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）	
下田商工会議所 専務理事 総務課 一般職員 2名 中小企業相談所 法定経営指導員 3名 補助員 2名 記帳専任職員 1名 嘱託職員 1名 連携 連絡調整 下田市 産業振興課 確認 連携 下田市 防災安全課	
○当所と下田市が共同で事業を実施するための体制	
(仮称) 下田市事業継続力強化支援協議会 (事業の企画立案・評価・見直し機関) 【構成員】 下田市産業振興課 下田商工会議所：専務理事 法定経営指導員 2名 【外部有識者】 *必要に応じて招聘する。 専門家、連携する損保会社	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先	
法定経営指導員 並木千晶（連絡先は後述（3）①参照）	
" 富山諒介（ " ）	
" 山本雄大（ " ）	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）	
・本計画の具体的な取り組みの企画や実行	
・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ	
下田商工会議所の法定経営指導員を中心として、本計画の具体的な取り組みや実行を行うものとし、随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知をはじめ事業所BCPの策定等の進捗状況进行管理し、四半期ごとに下田商工会議所内及び下田市との間で進捗状況を共有する。	
また他の職員に対し、指導及び助言を行いながら、目標達成に向けた進捗管理、事業の評価・	

見直しを実施する。

年1回、(仮称)下田市事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等を協議する。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

下田商工会議所 中小企業相談所

〒415-8603

下田市2丁目12番17号

TEL：0558-22-1181 FAX：0558-23-1160

E-mail：info@shimoda-cci.or.jp

②関係市町

下田市役所 産業振興課

〒415-8501

下田市東本郷1丁目5番18号

TEL：0558-22-3914 FAX：0558-22-3910

E-mail：sangyou@city.shimoda.lg.jp

*その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	279	279	279	279	279
専門家派遣費					
・謝金	30	30	30	30	30
・旅費	12	12	12	12	12
セミナー参加費					
・講師謝金	110	110	110	110	110
・講師旅費	12	12	12	12	12
・会場借料	5	5	5	5	5
・案内郵送	80	80	80	80	80
普及・啓発費					
・パンフレット、チラシ作成費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、下田市補助金、静岡県補助金、事業収入
ただし、上記経費のうち、専門家の謝金・旅費について必要額を見込んでいるが、専門家派遣期間や連携する損保会社が無償等で派遣応諾頂いた時には、当該経費が減額になる場合がある。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・東京海上日動火災保険株式会社 理事 静岡支店長 羽田正人 住所：静岡県静岡市葵区紺屋町 1 7－1 葵タワー 1 3 階 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 伊東支社長 藤村昇 住所：静岡県伊東市東松原 1 6－2 ・静岡県 B C P コンサルティング協同組合 理事長 高橋義久 住所：静岡県静岡市清水区西久保 2 8 3－2
連携して実施する事業の内容
① 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・窓口相談や巡回指導において、事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等について周知 ② 小規模事業者の事業継続計画及び事業継続力強化計画の策定支援とフォローアップ ・事業継続の取り組みに関する普及啓発セミナー開催や保険制度の紹介を実施し、事業継続計画策定支援を行う。また必要に応じて専門家を招聘したフォローアップ巡回を行う
連携して事業を実施する者の役割
【役 割】 ・事業者 B C P の策定支援 ・ B C P 普及促進セミナーの講師派遣 ・災害対策関係のアドバイザー ・当所の B C P 策定支援 【効 果】 事業継続力強化計画普及啓発セミナーを開催することにより、事業計画を策定する事業者が増え、災害に備えた経営体制が構築できる。また、災害リスクや保険制度（損害保険料・生命保険・損害保険等）を周知することにより更に体制の強化に繋がる。
連携体制図等
<pre> graph TD A[下田商工会議所] <--> セミナー等講師派遣 B["・あいおいニッセイ同和損害保険(株) ・静岡県 B C P コンサルティング{協}"] A -- "事業継続力強化計画策定支援" --> C[下田市内事業所] B -- "災害リスク周知 災害保険周知" --> C D["・東京海上日動火災保険(株)"] -- "当所 B C P 策定支援" --> A D -- "ビジネス総合保険普及 B C P 策定支援 災害リスク周知" --> C </pre>

